

赤磐市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）に関するパブリック・コメント（市民意見）の募集結果

□ 募集期間 令和3年1月20日（水）～令和3年2月9日（火）

□ 意見提出者 2名（5件）

No	該当項目	いただいたご意見等	市の考え方
1	<p>第2章 障害者を取り巻く状況</p> <p>5. アンケート結果のまとめ</p> <p>(1) 市民アンケートからのニーズ把握</p> <p>⑤障害福祉サービスの利用について</p> <p>⑨行政の福祉施策について</p>	<p>P. 25 27</p> <p>P 2 5 の⑥で地域で安心して暮らすために必要な支援についての項目で一番多かったのが、「医療や生活にかかる費用の負担が軽減されること」P 2 7 の⑨行政の福祉施策については「医療費の助成や手当の支給など経済的支援を充実」が一番多く 43.3%の方が答えていました。</p> <p>現在赤磐市では、医療費助成は身体障害者手帳 1～3 級または知的障害者と判定された人が対象となっています。</p> <p>精神障害者の場合は、精神科への通院のみが助成されています。他の内科、外科、耳鼻科、歯科等の治療は一般と同等に支払っています。ぜひ、精神障害者の場合も他の障害と同等に助成をしていただきたいと思います。</p> <p>P 1 1 の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況では、2019 年度 334 人になっています。1 級、2 級あわせて 270 人です。この方たちの助成を行っていただきたいと思います。</p>	<p>現在の市の心身障害者医療費助成制度については、主に岡山県の制度に基づいて実施しており、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者が対象となっています。精神障害をお持ちの方に対しましては精神通院の医療費の助成制度がありますが、心身障害者医療費の助成制度の対象になっていません。県に対しては、県制度における対象者の拡充を要望していますが、市としましては、障害者基本法の基本的理念及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の目的から、障害の種類によって同様の取り扱いを行うべきであると考えており、引き続き県に対して要望を続けるとともに、市独自の助成施策を含めて研究・検討を行ってまいります。</p>

No	該 当 項 目	いただいたご意見等	市の考え方
2	<p>⑨行政の福祉施策について</p>	<p>P. 27</p> <p>アンケート結果のまとめの⑨「行政の福祉施策について」の回答の一番多かったのが（43.3%）が医療費の助成や手当の支給など経済的支援の充実となっています。特に精神障害者においては、岡山県心身障害者医療費助成制度の対象から外され、内科、外科、歯科などの受診もままなりません。県に事業の対象に加えるよう要請されていることは知っておりますが、すくなくとも1級の方だけで、県の開始を待たず、赤磐市として取り組んでいただくようお願いします。</p>	<p>NO. 1の市の考え方をご参照ください。</p>
3	<p>(2) 事業所アンケート</p> <p>②経営上の課題について</p>	<p>P. 28</p> <p>事業所アンケートの②「経営上の課題について」で、一番多いのが「事業単価が低く経営が困難」(47.6%)です。障害者総合支援法に基づき、さまざまな事業所が地域の福祉を担っています。障害者や家族が望むグループホームや居場所づくりにしても、それが開所でき、継続できるような支援策を強化していただきたいと思います。</p>	<p>障害福祉サービス等の報酬については、厚労省において検討され、3年ごとに単位や事業方針が見直されてきているところで、グループホーム等のニーズの高いサービスを含めて事業展開をしていただけるよう補助制度の充実など市としても要望してまいります。</p>

No	該 当 項 目		いただいたご意見等	市の考え方
4	第3章 第6期障害福祉計画・第2期障害 児福祉計画の推進 第4節 障害福祉サービスの見込みと確 保策 2. 日中活動系サービス	P.49	日中活動系サービス 赤磐市には地域生活支援センターI型が ありません。精神障害者・引きこもりの方は、 家から一歩外に出ていくことがとても大き な負担となっています。就労継続支援A型・ B型のサービスは充実してきて来ましたが、 そこまで行く前の段階の支援の強化を お願いします。	市内には地域活動支援センターI型がな く、市外のセンターを利用していただい ているのが現状です。 市としましては、「支援の強化」が必要と 考えており、引きこもりサポーターの養成 を行っている社会福祉協議会やひきこもり 支援を行っているNPO法人等とも連携す ることにより、今後、居場所づくりについ ても前進するよう協議を重ねてまいります。
5	5. 精神障害者支援 (1) 保健・医療・福祉関係者による連 携体制の強化 ①協議の場の開催回数	P.54	(1) 保健・医療・福祉関係者による連携 体制の強化 2020年度まで、協議の場に当事者及び家族 等の参加者が0でした。精神科医・当事者・ 家族の参加を希望します。赤磐市には、精 神障害者家族会が3団体あります。ぜひ声か けをお願いします。	大々的な協議の場は設けることができ ませんが、個別のケース会議については 細やかに対応させていただいております。 また、県の事業として通院等が難しい当事 者へ精神科医が訪問するアウトリーチ事業 や、嘱託医による相談、訪問事業を行って います。 連携や情報交換の場としましては、市の 自立支援協議会などがあり、御活用いただ ければと思います。また、相談窓口としま しては、子ども・障がい者相談支援センター (通称：りんくステーション)を始め、教育 委員会も含めた関係課が連携して障害者支 援の体制を強化してまいります。